

銀行法施行令等の一部を改正する政令案新旧対照条文

目次

一 銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）	1
二 信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第四百四十二号）	6
三 協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）	9
四 労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）	12

改正案	現行
<p>(休日)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2 前項各号に掲げる日のほか、次に掲げる日は、銀行の営業所の休日とすることができる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 銀行の本店その他の内閣府令で定める営業所につき、当該営業所の休日としても当該銀行の業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがないものとして金融庁長官が承認した日</p> <p>三 銀行がその営業所（前号に規定する営業所を除く。）の休日として金融庁長官に届出をした日</p> <p>3 (略)</p> <p>(外国銀行支店に関する読替え)</p> <p>第九条 (略)</p> <p>2 外国銀行支店に第五条第二項第二号の規定を適用する場合において、同号中「本店」とあるのは、「法第四十七条第一項に規定する主たる外国銀行支店」とする。</p>	<p>(休日)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2 前項各号に掲げる日のほか、次に掲げる日は、銀行の営業所の休日とすることができる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 銀行の営業所の設置場所の特殊事情その他の事情により、当該営業所の休日としても業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがないものとして当該営業所につき金融庁長官が承認した日</p> <p>三 銀行がその営業所を設置する際に、当該営業所の休日として金融庁長官に届出をした日</p> <p>3 (略)</p> <p>(外国銀行支店に関する読替え)</p> <p>第九条 (略)</p> <p>(新設)</p>

(外国銀行の免許に係る特殊関係者)

第十一条 第九条第一項の規定により読み替えられた法第四条第三項本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、第一条の二の規定にかかわらず、次に掲げる者とする。

一〜四 (略)

(外国銀行支店の取引等に係る特殊関係者)

第十二条の二 第九条第一項の規定により読み替えられた法第十三条の二本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。

一〜八 (略)

(親金融機関等及び子金融機関等の範囲)

第十二条の三 第九条第一項の規定により読み替えられた法第十三条の三の二第二項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者(当該外国銀行支店のために銀行代理業を営む者を除く。)とする。

一〜四 (略)

2 第九条第一項の規定により読み替えられた法第十三条の三の二第二項に規定する政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。

一〜五 (略)

(外国銀行の免許に係る特殊関係者)

第十一条 第九条の規定により読み替えられた法第四条第三項本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、第一条の二の規定にかかわらず、次に掲げる者とする。

一〜四 (略)

(外国銀行支店の取引等に係る特殊関係者)

第十二条の二 第九条の規定により読み替えられた法第十三条の二本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。

一〜八 (略)

(親金融機関等及び子金融機関等の範囲)

第十二条の三 第九条の規定により読み替えられた法第十三条の三の二第二項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者(当該外国銀行支店のために銀行代理業を営む者を除く。)とする。

一〜四 (略)

2 第九条の規定により読み替えられた法第十三条の三の二第二項に規定する政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。

一〜五 (略)

- 3 第九條第一項の規定により読み替えられた法第十三条の三の二第三項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者（当該外国銀行支店を所属銀行とする銀行代理業者を除く。）とする。
- 一 一三（略）

- 4 第九條第一項の規定により読み替えられた法第十三条の三の二第三項に規定する政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。
- 一・二（略）

（特定銀行代理業者の休日）

第十六条の七（略）

- 2 前項に定める日のほか、特定銀行代理業者（法第五十二条の四十六第一項に規定する特定銀行代理業者をいう。以下この条において同じ。）は、次の各号に掲げる営業所又は事務所（以下この条において「営業所等」という。）の区分に応じ、当該各号に定める日を当該営業所等の休日とすることができる。

一（略）

- 二 前号に掲げる営業所等以外の特定銀行代理業者の営業所等次に掲げる日

イ 当該営業所等（主たる営業所等その他の内閣府令で定める営業所等に限る。イにおいて同じ。）につき、当該営業所等の休日としても当該特定銀行代理業者の業務の健全か

- 3 第九條の規定により読み替えられた法第十三条の三の二第三項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者（当該外国銀行支店を所属銀行とする銀行代理業者を除く。）とする。
- 一 一三（略）

- 4 第九條の規定により読み替えられた法第十三条の三の二第三項に規定する政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。
- 一・二（略）

（特定銀行代理業者の休日）

第十六条の七（略）

- 2 前項に定める日のほか、特定銀行代理業者（法第五十二条の四十六第一項に規定する特定銀行代理業者をいう。以下この条において同じ。）は、次の各号に掲げる営業所又は事務所（以下この条において「営業所等」という。）の区分に応じ、当該各号に定める日を当該営業所等の休日とすることができる。

一（略）

- 二 前号に掲げる営業所等以外の特定銀行代理業者の営業所等当該営業所等の設置場所の特殊事情その他の事情により、

当該営業所等の休日としても銀行代理業の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがないものとして当該営業所等につき金融庁長官が承認した日又は当該特定銀行代理業者が当該営業所

つ適切な運営を妨げるおそれがないものとして金融庁長官が承認した日

ロ 当該特定銀行代理業者が当該営業所等（イに規定する営業所等を除く。）の休日として金融庁長官に届出をした日

3
(略)

第十七条の四 次に掲げる長官権限は、申請者（法第五十二条の三十七第一項に規定する申請者をいう。）又は銀行代理業者（法第五十二条の六十の二第二項の規定により銀行代理業者とみなされた銀行等を含む。以下この条において同じ。）の主たる営業所又は事務所（以下この条において「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第七号及び第八号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一〜三 (略)

四 法第五十二条の四十二第一項の規定及び第十六条の七第二項第二号イの規定による承認

五 法第五十二条の三十九、第五十二条の四十七第一項、第五十二条の五十二、第五十二条の六十の二第三項及び第五十三条第四項の規定並びに第十六条の七第二項第二号ロの規定に

等を設置する際に、当該営業所等の休日として金融庁長官に届出をした日

3
(略)

第十七条の四 次に掲げる長官権限は、申請者（法第五十二条の三十七第一項に規定する申請者をいう。）又は銀行代理業者（法第五十二条の六十の二第二項の規定により銀行代理業者とみなされた銀行等を含む。以下この条において同じ。）の主たる営業所又は事務所（以下この条において「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第七号及び第八号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一〜三 (略)

四 法第五十二条の四十二第一項の規定及び第十六条の七第二項第二号イの規定による承認

五 法第五十二条の三十九、第五十二条の四十七第一項、第五十二条の五十二、第五十二条の六十の二第三項及び第五十三条第四項の規定並びに第十六条の七第二項第二号ロの規定によ

よる届出の受理並びに法第五十二条の三十七第一項及び第五
十二条の五十第一項の規定による書類の受理

六〇十 (略)

二〇五 (略)

る届出の受理並びに法第五十二条の三十七第一項及び第五
十二条の五十第一項の規定による書類の受理

六〇十 (略)

二〇五 (略)

改正案	現行
<p>第十條の三 次に掲げる長官権限は、申請者（法第八十九条第五項において準用する銀行法（以下この項において「準用銀行法」という。）第五十二条の三十七第一項に規定する申請者をいう。）又は信用金庫代理業者（準用銀行法第五十二条の六十の二第二項の規定により信用金庫代理業者とみなされる金庫等を含む。以下この条において同じ。）の主たる営業所又は事務所（以下この条において「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第七号及び第八号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。</p> <p>一〜三 （略）</p> <p>四 準用銀行法第五十二条の四十二第一項の規定及び第十三条の三第二項第二号イの規定による承認</p> <p>五 法第八十七条第二項の規定、準用銀行法第五十二条の三十九、第五十二条の四十七第一項、第五十二条の五十二及び第五十二条の六十の二第三項の規定並びに第十三条の三第二項第二号ロの規定による届出の受理並びに準用銀行法第五十二条の三十七第一項及び第五十二条の五十第一項の規定による</p>	<p>第十條の三 次に掲げる長官権限は、申請者（法第八十九条第五項において準用する銀行法（以下この項において「準用銀行法」という。）第五十二条の三十七第一項に規定する申請者をいう。）又は信用金庫代理業者（準用銀行法第五十二条の六十の二第二項の規定により信用金庫代理業者とみなされる金庫等を含む。以下この条において同じ。）の主たる営業所又は事務所（以下この条において「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第七号及び第八号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。</p> <p>一〜三 （略）</p> <p>四 準用銀行法第五十二条の四十二第一項の規定及び第十三条の三第二項第二号イの規定による承認</p> <p>五 法第八十七条第二項の規定、準用銀行法第五十二条の三十九、第五十二条の四十七第一項、第五十二条の五十二及び第五十二条の六十の二第三項の規定並びに第十三条の三第二項第二号ロの規定による届出の受理並びに準用銀行法第五十二条の三十七第一項及び第五十二条の五十第一項の規定による書</p>

書類の受理

六〇十 (略)

二〇五 (略)

(休日)

第十二条 (略)

2 前項各号に掲げる日のほか、次に掲げる日は、金庫の事務所の休日とすることができる。

一 (略)

二 金庫の主たる事務所その他の内閣府令で定める事務所につき、当該事務所の休日としても当該金庫の業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがないものとして金融庁長官が承認した日

三 金庫がその事務所(前号に規定する事務所を除く。)の休日として金融庁長官に届出をした日

3 (略)

(特定信用金庫代理業者の休日)

第十三条の三 (略)

2 前項に定める日のほか、特定信用金庫代理業者(法第八十九条第五項において準用する銀行法第五十二条の四十六第一項に

類の受理

六〇十 (略)

二〇五 (略)

(休日)

第十二条 (略)

2 前項各号に掲げる日のほか、次に掲げる日は、金庫の事務所の休日とすることができる。

一 (略)

二 金庫の事務所の設置場所の特殊事情その他の事情により、当該事務所の休日としても業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがないものとして当該事務所につき金融庁長官が承認した日

三 金庫がその事務所を設置する際に、当該事務所の休日として金融庁長官に届出をした日

3 (略)

(特定信用金庫代理業者の休日)

第十三条の三 (略)

2 前項に定める日のほか、特定信用金庫代理業者(法第八十九条第五項において準用する銀行法第五十二条の四十六第一項に

<p>規定する特定信用金庫代理業者をいう。以下この条において同じ。）は、次の各号に掲げる営業所又は事務所（以下この条において「営業所等」という。）の区分に応じ、当該各号に定める日を当該営業所等の休日とすることができる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 前号に掲げる営業所等以外の特定信用金庫代理業者の営業所等 次に掲げる日</p> <p>イ 当該営業所等（主たる営業所等その他の内閣府令で定める営業所等に限る。イにおいて同じ。）につき、当該営業所等の休日としても当該特定信用金庫代理業者の業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがないものとして金融庁長官が承認した日</p> <p>ロ 当該特定信用金庫代理業者が当該営業所等（イに規定する営業所等を除く。）の休日として金融庁長官に届出をした日</p> <p>3 (略)</p>	<p>規定する特定信用金庫代理業者をいう。以下この条において同じ。）は、次の各号に掲げる営業所又は事務所（以下この条において「営業所等」という。）の区分に応じ、当該各号に定める日を当該営業所等の休日とすることができる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 前号に掲げる営業所等以外の特定信用金庫代理業者の営業所等 当該営業所等の設置場所の特殊事情その他の事情により、当該営業所等の休日としても信用金庫代理業の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがないものとして当該営業所等につき金融庁長官が承認した日又は当該特定信用金庫代理業者が当該営業所等を設置する際に、当該営業所等の休日として金融庁長官に届出をした日</p> <p>3 (略)</p>
--	--

改正案	現行
<p>（休日）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2 前項各号に掲げる日のほか、次に掲げる日は、信用協同組合等の事務所の休日とすることができる。</p> <p>一（略）</p> <p>二 信用協同組合等の主たる事務所その他の内閣府令で定める事務所につき、当該事務所の休日としても当該信用協同組合等の業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがないものとして金融庁長官が承認した日</p> <p>三 信用協同組合等がその事務所（前号に規定する事務所を除く。）の休日として金融庁長官に届出をした日</p> <p>3（略）</p> <p>（特定信用協同組合代理業者の休日）</p> <p>第五条の六（略）</p> <p>2 前項に定める日のほか、特定信用協同組合代理業者（法第六条の四の二第一項において準用する銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する特定信用協同組合代理業者をいう。以下この</p>	<p>（休日）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2 前項各号に掲げる日のほか、次に掲げる日は、信用協同組合等の事務所の休日とすることができる。</p> <p>一（略）</p> <p>二 信用協同組合等の事務所の設置場所の特殊事情その他の事情により、当該事務所の休日としても業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがないものとして金融庁長官が承認した日</p> <p>三 信用協同組合等がその事務所を設置する際に、当該事務所の休日として金融庁長官に届出をした日</p> <p>3（略）</p> <p>（特定信用協同組合代理業者の休日）</p> <p>第五条の六（略）</p> <p>2 前項に定める日のほか、特定信用協同組合代理業者（法第六条の四の二第一項において準用する銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する特定信用協同組合代理業者をいう。以下この</p>

条において同じ。)は、次の各号に掲げる営業所又は事務所(以下この条において「営業所等」という。)の区分に応じ、当該各号に定める日を当該営業所等の休日とすることができる。

一 (略)

二 前号に掲げる営業所等以外の特定信用協同組合代理業者の営業所等 次に掲げる日

イ 当該営業所等(主たる営業所等その他の内閣府令で定める営業所等に限る。イにおいて同じ。)につき、当該営業所等の休日としても当該特定信用協同組合代理業者の業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがないものとして金融庁長官が承認した日

ロ 当該特定信用協同組合代理業者が当該営業所等(イに規定する営業所等を除く。)の休日として金融庁長官に届出をした日

3 (略)

第八条 次に掲げる長官権限は、申請者(法第六条の四の二第一項において準用する銀行法(以下この項において「準用銀行法」という。))第五十二条の三十七第一項に規定する申請者をいう。)又は信用協同組合代理業者(準用銀行法第五十二条の六十の二第二項の規定により信用協同組合代理業者とみなされる

条において同じ。)は、次の各号に掲げる営業所又は事務所(以下この条において「営業所等」という。)の区分に応じ、当該各号に定める日を当該営業所等の休日とすることができる。

一 (略)

二 前号に掲げる営業所等以外の特定信用協同組合代理業者の営業所等 当該営業所等の設置場所の特殊事情その他の事情により、当該営業所等の休日としても信用協同組合代理業者の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがないものとして当該営業所等につき金融庁長官が承認した日又は当該特定信用協同組合代理業者が当該営業所等を設置する際に、当該営業所等の休日として金融庁長官に届出をした日

3 (略)

第八条 次に掲げる長官権限は、申請者(法第六条の四の二第一項において準用する銀行法(以下この項において「準用銀行法」という。))第五十二条の三十七第一項に規定する申請者をいう。)又は信用協同組合代理業者(準用銀行法第五十二条の六十の二第二項の規定により信用協同組合代理業者とみなされる

信用組合等を含む。以下この条において同じ。)の主たる営業所又は事務所(以下この条において「主たる営業所等」という。)の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、第七号及び第八号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一〇三 (略)

四 準用銀行法第五十二条の四十二第一項の規定及び第五条の六第二項第二号イの規定による承認

五 法第七条の二第二項の規定、準用銀行法第五十二条の三十九、第五十二条の四十七第一項、第五十二条の五十二及び第五十二条の六十の二第三項の規定並びに第五条の六第二項第二号ロの規定による届出の受理並びに準用銀行法第五十二条の三十七第一項及び第五十二条の五十第一項の規定による書類の受理

六〇十 (略)

二〇五 (略)

信用組合等を含む。以下この条において同じ。)の主たる営業所又は事務所(以下この条において「主たる営業所等」という。)の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、第七号及び第八号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一〇三 (略)

四 準用銀行法第五十二条の四十二第一項の規定及び第五条の六第二項第二号イの規定による承認

五 法第七条の二第二項の規定、準用銀行法第五十二条の三十九、第五十二条の四十七第一項、第五十二条の五十二及び第五十二条の六十の二第三項の規定並びに第五条の六第二項第二号ロの規定による届出の受理並びに準用銀行法第五十二条の三十七第一項及び第五十二条の五十第一項の規定による書類の受理

六〇十 (略)

二〇五 (略)

改正案	現行
<p>（休日）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2 前項各号に掲げる日のほか、次に掲げる日は、金庫の事務所の休日とすることができる。</p> <p>一（略）</p> <p>二 金庫の主たる事務所その他の内閣府令・厚生労働省令で定める事務所につき、当該事務所の休日としても当該金庫の業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがないものとして金融庁長官及び厚生労働大臣が承認した日</p> <p>三 金庫がその事務所（前号に規定する事務所を除く。）の休日として金融庁長官及び厚生労働大臣に届出をした日</p> <p>3 金庫は、前項第二号又は第三号に掲げる日とその事務所の休日とするときは、その旨を当該事務所の店頭に掲示するとともに、内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（準用銀行法第十六条第二項に規定する自動公衆送信をいう。第七条の二第三項において同じ。）により公衆の閲覧に供しなければならない。</p> <p>（特定労働金庫代理業者の休日）</p> <p>第七条の二（略）</p>	<p>（休日）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2 前項各号に掲げる日のほか、次に掲げる日は、金庫の事務所の休日とすることができる。</p> <p>一（略）</p> <p>二 金庫の事務所の設置場所の特殊事情その他の事情により、当該事務所の休日としても業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがないものとして当該事務所につき金融庁長官及び厚生労働大臣が承認した日</p> <p>（新設）</p> <p>3 金庫は、前項第二号に掲げる日とその事務所の休日とするときは、その旨を当該事務所の店頭に掲示するとともに、内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（準用銀行法第十六条第二項に規定する自動公衆送信をいう。第七条の二第三項において同じ。）により公衆の閲覧に供しなければならない。</p> <p>（特定労働金庫代理業者の休日）</p> <p>第七条の二（略）</p>

2

前項に定める日のほか、特定労働金庫代理業者（法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する特定労働金庫代理業者をいう。以下この条において同じ。）は、次の各号に掲げる営業所又は事務所（以下この条において「営業所等」という。）の区分に応じ、当該各号に定める日を当該営業所等の休日とすることができる。

一 特定労働金庫代理業者の特定労働金庫代理行為（法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する特定労働金庫代理行為をいう。以下この号において同じ。）を行わない営業所等（特定労働金庫代理行為を行う営業所等の当該特定労働金庫代理行為を行う施設以外の施設を含む。） 前項に定める日以外の日

二 前号に掲げる営業所等以外の特定労働金庫代理業者の営業所等 次に掲げる日

イ 当該営業所等（主たる営業所等その他の内閣府令・厚生労働省令で定める営業所等に限る。イにおいて同じ。）につき、当該営業所等の休日としても当該特定労働金庫代理業者の業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがないものとして金融庁長官及び厚生労働大臣が承認した日

ロ 当該特定労働金庫代理業者が当該営業所等（イに規定する営業所等を除く。）の休日として金融庁長官及び厚生労働大臣に届出をした日

2

前項に定める日のほか、特定労働金庫代理業者（法第九十四条第三項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する特定労働金庫代理業者をいう。以下この条において同じ。）は、次の各号に掲げる営業所又は事務所（以下この条において「営業所等」という。）の区分に応じ、当該各号に定める日を当該営業所等の休日とすることができる。

一 特定労働金庫代理業者の特定労働金庫代理行為（法第九十四条第三項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する特定労働金庫代理行為をいう。以下この号において同じ。）を行わない営業所等（特定労働金庫代理行為を行う営業所等の当該特定労働金庫代理行為を行う施設以外の施設を含む。） 前項に定める日以外の日

二 前号に掲げる営業所等以外の特定労働金庫代理業者の営業所等 当該営業所等の設置場所の特殊事情その他の事情により、当該営業所等の休日としても労働金庫代理業の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがないものとして当該営業所等につき金融庁長官及び厚生労働大臣が承認した日

第十条の二 次に掲げる長官権限は、法第八十九条の三第一項の許可を受けようとする者又は労働金庫代理業者（同条第三項に規定する労働金庫代理業者をいい、準用銀行法第五十二条の六十の二第二項の規定により当該労働金庫代理業者とみなされる金庫等を含む。以下同じ。）の主たる営業所又は事務所（以下この条及び第十一条から第十二条までにおいて「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第七号及び第八号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一〜三 (略)

四 準用銀行法第五十二条の四十二第一項の規定及び第七条の二第二項第二号イの規定による承認

五 法第九十一条第二項の規定、準用銀行法第五十二条の三十九、第五十二条の四十七第一項、第五十二条の五十二及び第五十二条の六十の二第三項の規定並びに第七条の二第二項第二号ロの規定による届出の受理並びに準用銀行法第五十二条の三十七第一項及び第五十二条の五十第一項の規定による書類の受理

六〜十 (略)

第十条の二 次に掲げる長官権限は、法第八十九条の三第一項の許可を受けようとする者又は労働金庫代理業者（同条第三項に規定する労働金庫代理業者をいい、準用銀行法第五十二条の六十の二第二項の規定により当該労働金庫代理業者とみなされる金庫等を含む。以下同じ。）の主たる営業所又は事務所（以下この条及び第十一条から第十二条までにおいて「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第七号及び第八号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一〜三 (略)

四 準用銀行法第五十二条の四十二第一項の規定及び第七条の二第二項第二号の規定による承認

五 法第九十一条第二項の規定並びに準用銀行法第五十二条の三十九、第五十二条の四十七第一項、第五十二条の五十二及び第五十二条の六十の二第三項の規定による届出の受理並びに準用銀行法第五十二条の三十七第一項及び第五十二条の五十第一項の規定による書類の受理

六〜十 (略)

(都道府県が処理する事務)

第十一条 長官権限及び法の規定（この政令の規定を含む。）による厚生労働大臣の権限に属する事務のうち、次に掲げるものは、一の都道府県の区域を越えない区域を地区とする労働金庫及び一の都道府県の区域を越えない区域を地区とする労働金庫を所属労働金庫とする労働金庫代理業者（その主たる営業所等が当該都道府県に所在する者に限る。）に関するものに限り、都道府県知事が行うこととする。ただし、第六号から第八号までに掲げる事務は、金融庁長官又は厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

一〜三 (略)

四 第六条第二項第二号及び第七条の二第二項第二号イの規定による承認

五 法第九十一条第一項第五号の規定による届出の受理（第一号に掲げる認可に係るものに限る。）、同項第六号の規定による届出の受理（内閣府令・厚生労働省令で定めるものに限る。）及び同条第二項の規定による届出の受理、準用銀行法第十六条第一項、第五十二条の三十九、第五十二条の四十七第一項、第五十二条の五十二及び第五十二条の六十の二第三項の規定による届出の受理並びに第六条第二項第三号及び第

(都道府県が処理する事務)

第十一条 長官権限及び法の規定（この政令の規定を含む。）による厚生労働大臣の権限に属する事務のうち、次に掲げるものは、一の都道府県の区域を越えない区域を地区とする労働金庫及び一の都道府県の区域を越えない区域を地区とする労働金庫を所属労働金庫とする労働金庫代理業者（その主たる営業所等が当該都道府県に所在する者に限る。）に関するものに限り、都道府県知事が行うこととする。ただし、第六号から第八号までに掲げる事務は、金融庁長官又は厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

一〜三 (略)

四 第六条第二項第二号及び第七条の二第二項第二号の規定による承認

五 法第九十一条第一項第五号の規定による届出の受理（第一号に掲げる認可に係るものに限る。）及び同項第六号の規定による届出の受理（内閣府令・厚生労働省令で定めるものに限る。）並びに準用銀行法第十六条第一項、第五十二条の三十九、第五十二条の四十七第一項、第五十二条の五十二、第五十二条の六十の二第三項及び第五十三条第四項の規定による届出の受理並びに準用銀行法第十九条第一項及び第二項、

七条の二第二項第二号ロの規定による届出の受理並びに準用
銀行法第十九条第一項及び第二項、第五十二条の三十七並び
に第五十二条の五十第一項の規定により提出される書類の受
理

六〇九 (略)

二
〇
四 (略)

第五十二条の三十七並びに第五十二条の五十第一項の規定に
より提出される書類の受理

六〇九 (略)

二
〇
四 (略)

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、令和六年四月一日から施行する。

(銀行法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この政令の施行の際現に第一条の規定による改正前の銀行法施行令（第三項から第七項までにおいて「旧銀行法施行令」という。）第五条第二項第二号の規定により休日として承認を受けている日は、銀行法第二条第一項に規定する銀行の営業所（本店その他の内閣府令で定める営業所に限る。第三項及び第四項において「本店等」という。）に係るものにあつては第一条の規定による改正後の銀行法施行令（第三項から第七項までにおいて「新銀行法施行令」という。）第五条第二項第二号の規定により休日として承認を受けた日と、それ以外のものにあつては同項第三号の規定により休日として届け出られた日とみなす。

2 銀行法第四十七条第二項に規定する外国銀行支店に前項の規定を適用する場合においては、同項中「（本店）」とあるのは、「（同法第四十七条第一項に規定する主たる外国銀行支店）」とする。

3 この政令の施行の際現にされている旧銀行法施行令第五条第二項第二号の規定による承認の申請は、本店等に係るものにあつては新銀行法施行令第五条第二項第二号の規定による承認の申請と、それ以外のものにあつては同項第三号の規定による届出とみなす。

4 この政令の施行前に旧銀行法施行令第五条第二項第三号の規定により休日として届け出られた日は、本店等に係るものにあつては新銀行法施行令第五条第二項第二号の規定により休日として承認を受けた日と、それ以外のものにあつては同項第三号の規定により休日として届け出られた日とみなす。

5 この政令の施行の際現に旧銀行法施行令第十六条の七第二項第二号の規定により休日として承認を受けている日は、新銀行法施行令第十六条の七第二項第二号イに規定する営業所等（次項及び第七項において「主たる営業所等」という。）に係るものにあつては同号イの規定により休日として承認を受けた日と、それ以外のものにあつては同号ロの規定により休日として届け出られた日とみなす。

6 この政令の施行の際現にされている旧銀行法施行令第十六条の七第二項第二号の規定による承認の申請は、主たる営業所等に係るものにあつては新銀行法施行令第十六条の七第二項第二号イの規定による承認の申請と、それ以外のものにあつては同号ロの規定による届出とみなす。

7 この政令の施行前に旧銀行法施行令第十六条の七第二項第二号の規定により休日として届け出られた日は、主たる営業所等に係るものにあつては新銀行法施行令第十六条の七第二項第二号イの規定により休日として承認を受けた日と、それ以外のものにあつては同号ロの規定により休日として届け出られた日とみなす。

(信用金庫法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この政令の施行の際現に第二条の規定による改正前の信用金庫法施行令(次項から第六項までにおいて「旧信用金庫法施行令」という。)第十二条第二項第二号の規定により休日として承認を受けている日は、第二条の規定による改正後の信用金庫法施行令(次項から第六項までにおいて「新信用金庫法施行令」という。)第十二条第二項第二号に規定する事務所(次項及び第三項において「主たる事務所等」という。)に係るものにあつては同号の規定により休日として承認を受けた日と、それ以外のものにあつては同条第二項第三号の規定により休日として届け出られた日とみなす。

2 この政令の施行の際現にされている旧信用金庫法施行令第十二条第二項第二号の規定による承認の申請は、主たる事務所等に係るものにあつては新信用金庫法施行令第十二条第二項第二号の規定による承認の

申請と、それ以外のものにあつては同項第三号の規定による届出とみなす。

3 この政令の施行前に旧信用金庫法施行令第十二条第二項第三号の規定により休日として届け出られた日は、主たる事務所等に係るものにあつては新信用金庫法施行令第十二条第二項第二号の規定により休日として承認を受けた日と、それ以外のものにあつては同項第三号の規定により休日として届け出られた日とみなす。

4 この政令の施行の際現に旧信用金庫法施行令第十三条の三第二項第二号の規定により休日として承認を受けている日は、新信用金庫法施行令第十三条の三第二項第二号イに規定する営業所等（次項及び第六項において「主たる営業所等」という。）に係るものにあつては同号イの規定により休日として承認を受けた日と、それ以外のものにあつては同号ロの規定により休日として届け出られた日とみなす。

5 この政令の施行の際現にされている旧信用金庫法施行令第十三条の三第二項第二号の規定による承認の申請は、主たる営業所等に係るものにあつては新信用金庫法施行令第十三条の三第二項第二号イの規定による承認の申請と、それ以外のものにあつては同号ロの規定による届出とみなす。

6 この政令の施行前に旧信用金庫法施行令第十三条の三第二項第二号の規定により休日として届け出られ

た日は、主たる営業所等に係るものにあつては新信用金庫法施行令第十三条の三第二項第二号イの規定により休日として承認を受けた日と、それ以外のものにあつては同号ロの規定により休日として届け出られた日とみなす。

(協同組合による金融事業に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この政令の施行の際現に第三条の規定による改正前の協同組合による金融事業に関する法律施行令(次項から第六項までにおいて「旧協同組合金融事業法施行令」という。)第四条第二項第二号の規定により休日として承認を受けている日は、第三条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行令(次項から第六項までにおいて「新協同組合金融事業法施行令」という。)第四条第二項第二号に規定する事務所(次項及び第三項において「主たる事務所等」という。)に係るものにあつては同号の規定により休日として承認を受けた日と、それ以外のものにあつては同条第二項第三号の規定により休日として届け出られた日とみなす。

2 この政令の施行の際現にされている旧協同組合金融事業法施行令第四条第二項第二号の規定による承認の申請は、主たる事務所等に係るものにあつては新協同組合金融事業法施行令第四条第二項第二号の規定

による承認の申請と、それ以外のものにあつては同項第三号の規定による届出とみなす。

3 この政令の施行前に旧協同組合金融事業法施行令第四条第二項第三号の規定により休日として届け出られた日は、主たる事務所等に係るものにあつては新協同組合金融事業法施行令第四条第二項第二号の規定により休日として承認を受けた日と、それ以外のものにあつては同項第三号の規定により休日として届け出られた日とみなす。

4 この政令の施行の際現に旧協同組合金融事業法施行令第五条の六第二項第二号の規定により休日として承認を受けている日は、新協同組合金融事業法施行令第五条の六第二項第二号イに規定する営業所等（次項及び第六項において「主たる営業所等」という。）に係るものにあつては同号イの規定により休日として承認を受けた日と、それ以外のものにあつては同号ロの規定により休日として届け出られた日とみなす。

5 この政令の施行の際現にされている旧協同組合金融事業法施行令第五条の六第二項第二号の規定による承認の申請は、主たる営業所等に係るものにあつては新協同組合金融事業法施行令第五条の六第二項第二号イの規定による承認の申請と、それ以外のものにあつては同号ロの規定による届出とみなす。

6 この政令の施行前に旧協同組合金融事業法施行令第五条の六第二項第二号の規定により休日として届け出られた日は、主たる営業所等に係るものにあつては新協同組合金融事業法施行令第五条の六第二項第二号の規定により休日として承認を受けた日と、それ以外のものにあつては同号ロの規定により休日として届け出られた日とみなす。

(労働金庫法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第五条 この政令の施行の際現に第四条の規定による改正前の労働金庫法施行令(次項から第四項までにおいて「旧労働金庫法施行令」という。)第六条第二項第二号の規定により休日として承認を受けている日は、第四条の規定による改正後の労働金庫法施行令(次項から第四項までにおいて「新労働金庫法施行令」という。)第六条第二項第二号に規定する事務所(次項において「主たる事務所等」という。)に係るものにあつては同号の規定により休日として承認を受けた日と、それ以外のものにあつては同条第二項第三号の規定により休日として届け出られた日とみなす。

2 この政令の施行の際現にされている旧労働金庫法施行令第六条第二項第二号の規定による承認の申請は、主たる事務所等に係るものにあつては新労働金庫法施行令第六条第二項第二号の規定による承認の申

請と、それ以外のものにあつては同項第三号の規定による届出とみなす。

3 この政令の施行の際現に旧労働金庫法施行令第七条の二第二項第二号の規定により休日として承認を受けている日は、新労働金庫法施行令第七条の二第二項第二号イに規定する営業所等（次項において「主たる営業所等」という。）に係るものにあつては同号イの規定により休日として承認を受けた日と、それ以外のものにあつては同号ロの規定により休日として届け出られた日とみなす。

4 この政令の施行の際現にされている旧労働金庫法施行令第七条の二第二項第二号の規定による承認の申請は、主たる営業所等に係るものにあつては新労働金庫法施行令第七条の二第二項第二号イの規定による承認の申請と、それ以外のものにあつては同号ロの規定による届出とみなす。